

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 下水道建設課

許認可等の内容		水洗便所改造資金融資あっせん申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市水洗便所改造資金融資あっせん規程第2条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市水洗便所改造資金融資あっせん規程第2条
	参考事項	同規則第4条及び栃木市下水道条例施行規程第8条
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 融資あっせんを受けようとする者</p> <p>(1) 公共下水道の処理区域内又は農業集落排水処理区域内の建築物の所有者又は接続工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること</p> <p>(2) 公共下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業受益者分担金及び水道料金並びに市税を滞納していない者であること</p> <p>(3) 栃木市下水道条例施行規則第6条第1項又は栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例施行規則第3条第1項に規定する排水設備新設（増設・改築）計画確認申請書等を市長に提出している者であること</p>	